

# 野焼きは禁止です！

回覧

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。風俗習慣上・宗教上の行事、農業を営むためにやむを得ない焼却などは除きますが、周辺の生活環境に影響を及ぼす場合は、指示により中止することになります。また、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為については、その旨を消防長に届け出なければなりません（野焼きを許可するものではありません）。

## なぜ、禁止？

- ・煙や臭いにより、近隣の生活環境に支障をきたすことがある。
  - ▶ 鼻や喉等の呼吸器の痛み・洗濯物に臭いが付く・道路が煙に覆われる など
- ・ダイオキシン等を発生させる恐れがあり、環境・人の健康に悪影響を与える。
- ・火の粉が舞い上がり、他の可燃物に引火し、火災の原因になる。

※火災発生の危険があると思われる場合は、直ちに消防に通報してください。

木枝は長さ 60cm 以下・太さ 10cm 以下にして束ね、落ち葉は市指定袋に入れてごみステーションに出すか、クリーンプラザへ直接搬入することもできます。

「昔から燃やしてきたから」「自分ひとりくらいなら影響ないだろう」と考えてしまわず、安全・安心なまちづくりのため、また、お互いが快適な環境で過ごすためにも、ごみは野焼きせずに、適正に処理しましょう。



栃木市マスコットキャラクターとち介